一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県板野郡板野町黒谷字磯尾山一の九、一の一〇、一の一二（次の図に示す部分に限る。）、一の一七から一の二〇まで、一の二二、一の三三（次の図に示す部分に限る。）、一の五九、一の六三、一の六四、字東側一、二の二、字桜谷三の一、三の二、四の二、五の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　字磯尾山一の九
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び板野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百十四号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年十一月十四日
　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県鳴門市瀬戸町明神字張五二、五六、六一、瀬戸町堂浦字地廻り参四一二の一、四一六の一、四一六の一〇、北灘町折野字大川筋一一四の一、一一九の一から一一九の五まで、一一九の七から一一九の一三まで、一一九の一六から一一九の一八まで、一一九の二〇、一一九の二一、一二五の一から一二五の八まで、一二六の一から一二六の四まで、一二七の一から一二七の三まで、一二七の五から一二七の九まで、一二八の一から一二八の一三まで、一二八の二〇、一三一、一三二の一から一三二の三まで、一三三、一三四の一から一三四の四まで、一三五の一、一三五の六、一三五の八、一三五の一〇、一三五の二四から一三五の三一まで、一三八の一、一三八の九、一三八の一六、一三八の二三から一三八の二五まで、一三八の二七から一三八の二九まで、二五〇の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　字張五二、五六、六一、字地廻り参四一二の一、四一六の一、四一六の一〇
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び鳴門市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百十五号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年十一月十四日
　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　埼玉県秩父郡小鹿野町両神小森字廣河原五五三六、五五三七、五五三八の一、五五三八の二、五五三九の一から五五三九の四まで、字日影三九八〇から三九八四まで、三九八九の一、三九八九の二、三九九〇、三九九一、三九九三、三九九四、字本沢四一八九の一、四一八九の二、四一九〇の一、四一九〇の二、四一九一の一、四一九一の二、四一九二から四一九五まで、四一九六の一から四一九六の三まで、四一九七から四二〇〇まで、四二〇一の一、四二〇一の二、四二〇二から四二〇九まで、四二一二、四二三五、字夜倉五五四〇の一から五五四〇の三まで、五五四三から五五四六まで、五五四七の一から五五四七の三まで、五五四八、五五四九、五五五二の一・五五五二の三・五五五三の一・五五五三の三・五五五四・五五五五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、五五五三の四、五五五三の五、字高井原四一八一の一、四一八一の二、四一八三、字下道四二七八、字鳶岩四三二八
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百十六号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年十一月十四日
　　農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　愛媛県北宇和郡松野町大字豊岡四七五七の一、四七六一の一、四七六一の三、四七六九から四七七八まで、四七八〇から四七八四まで、四七八五の一
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
　昭和五十六年五月三十日農林水産省告示第七百九十九号
(二)　変更に係る指定施業要件
　1　立木の伐採の方法　変更しない。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
　平成四年二月十五日農林水産省告示第二百四十八号（一に係るものに限る。）
(二)　変更に係る指定施業要件
　1　立木の伐採の方法　変更しない。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
四　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
　平成五年一月二十二日農林水産省告示第六十九号（一に係るものに限る。）
(二)　変更に係る指定施業要件
　1　立木の伐採の方法　変更しない。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百十七号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年十一月十四日
　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　山梨県都留市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）